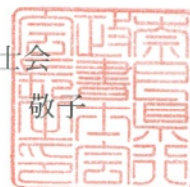




事務所未設置に係る処分について（行政書士法第8条第1項）について奈良県行政書士会会則第43条の規定に基づいて、処分を行いました。もって、奈良県行政書士会会員の処分に関する規則第7条、同規則第8条第2号、同規則第9条第1項及び同規則第10条の規定により、次のとおり公表します。

令和6年10月1日

奈良県行政書士会
会長 黒田 敬子



記

会員氏名：児玉 昌士

登録番号：22280153

事務所名称：行政書士児玉法務事務所

事務所所在地：奈良県磯城郡田原本町唐古331-2

処分年月日：令和6年9月25日（効力の発生は処分の通知文書が到達した日）

処分内容：廃業勧告（廃業するまでの間の個人会員の権利の停止を含む。）

処分の理由： 令和5年1月31日発覚以降現在に至るまでの1年半以上の間、事務所を設置しておらず、本会からの再三の督促にも応じず、長期間手続きを行っていないという事実からも、廃業勧告（廃業するまでの間の個人会員の権利の停止を含む。）相当と認めるものである。